

○海部地区水防事務組合財政状況の公表に関する条例

昭和 48 年 5 月 2 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 の規定による財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表については、この条例の定めるところによる。

(公表の期日)

第 2 条 財政状況の公表は、毎年 6 月及び 12 月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項の期日に財政状況を公表することができないときは、管理者は、事故のやんだときから 1 月以内に公表しなければならない。

(公表の内容)

第 3 条 前条第 1 項の規定により、6 月に公表する財政状況においては、前年 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間における次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、財政の動向及び管理者の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の状況
- (2) 各市町村の負担の状況
- (3) 財産並びに公債及び一時借入金の現在高
- (4) その他管理者において必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 12 月に公表する財政状況においては、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算状況を記載するものとする。

3 管理者は、必要に応じ、財政状況の記載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその付表として添付することができる。

(公表の方法)

第 4 条 財政状況の公表は、海部地区水防事務組合公告式条例（昭和 48 年組合条例第 1 号）第 2 条第 2 項に定める掲示場に掲示して行う。

2 財政状況は、前項の規定によるほか、公表の日から 6 月間は、何人も組合管理者の指定した場所において閲覧することができる。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。